

⑤ やむを得ない理由があり、失効後6か月を超え3年以内のかた

- ※1 有効期限が切れた運転免許で運転をすると、**無免許運転**となります。
- ※2 この手続きは「埼玉県内」に住民登録をしている方が対象です。
- ※3 手続きには本人であることを確認できる書類が必要で、提示が無い場合手続きができません。
例 健康保険証、パスポート、マイナンバーカード等
- ※4 「仕事が忙しかった」「更新のおしらせのはがきが届かなかった」はやむを得ない理由に当たりません。
- ※5 必要書類が不足していると受付できませんのでご注意ください。
- ※6 **やむを得ない理由が終了した日から1か月以内の手続きが必要になります。**
- ※7 過去に交通違反・事故があり、行政処分の対象となっている方で、まだ行政処分を受けていない方、再試験の該当となっている方、有効期限が切れた後、交通事故・違反がある方は、運転免許証が交付されない場合があります。

1 手続き

受付場所	運転免許センター1階（試験棟）
受付日時	○ 月曜日から金曜日まで（平日） ※ 祝日・休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く ○ 午後1時00分～ 午後1時45分

※申請書類の作成に約15分程度かかります。

受付時間に遅れると手続きができませんので、早めの来庁をお勧めします。

2 手数料

申請手数料	免許証の保有形態	交付手数料	講習区分	講習手数料	講習時間
1,950円 ○申請する免許種別ごとに手数料が必要です。	免許証	2,350円	一般	800円	60分
	マイナ免許証	1,550円			
	免許証+マイナ免許証	2,450円	違反等	1,400円	120分

※ 交付手数料1種目につき200円加算されます。

※ 講習を受講しないと、免許証は交付されません。

※ 講習区分は、「更新のお知らせ」のはがきと異なる場合があります。

※ やむを得ない理由がない方の講習は「一般」又は「違反」のいずれかになります

3 必要書類

- **本籍地記載の住民票**（個人番号が記載されていないもので、コピー不可）
 ◎外国籍の方は**住民票（全部記載《個人番号は除く》）コピー不可**及び在留カード等
 ※住民登録がなく、住民票が取得できない方→△4へ（滞在先は埼玉県内に限る）
- 失効した運転免許証
 ※ **運転免許証を紛失している場合は**「取得事実確認書」の申請（無料）が必要です
 写真1枚及び本人確認書類をお持ちのうえ、**午前11時までに2F受験相談窓口にお越しください**
- 申請用写真 1枚
 （申請前6か月以内に撮影されたもので、無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル×横2.4センチメートル、白黒・カラーを問いません）
- 本人であることを確認できるもの
 （健康保険証、パスポート、マイナンバーカード等）
- 「更新のお知らせ」のはがき（無くても手続きはとれます）
- 70歳以上の方は「高齢者講習終了証明書」等
- 眼鏡・補聴器等を使用している方は眼鏡・補聴器
- **やむを得ない理由・期間が証明できるもの**
 - △ 入院等の証明ができる診断書（原本）、入院証明書等（原本）→△1へ
 - △ 出入国を確認できるパスポート等（原本）→△2へ
 - △ 在所証明書（原本）等（更新期間に警察署、拘置所又は刑務所等に身柄を拘束されていたことを証明できるもの）
- 外国免許をお持ちの方は外国免許→△3へ

△₁ 診断書(原本)、入院証明書等(原本)の留意点

診断書、入院証明書等には病名(症状)、初診日、入院治療期間、作成日等が入った原本が必要です。入院治療期間は、「〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで」と必ず期間が明記されたものを用意してください。(入院計画書等予定のものは不可)
※病名によっては申請日当日に受理できない場合がありますので、お問い合わせ下さい。

△₂ 出入国を確認できるパスポート等(原本)について

- パスポートに押下されたスタンプ(日本の出入国記録)
 - 出入国在留管理庁の出入国記録(開示証明)
 - 在外公館が発行する在留証明
 - 申請者の勤務先が発行する駐在証明
- 等により行いますので御準備ください。

出入国手続きにおいて顔認証ゲートを通過した場合、パスポート(旅券)にスタンプは押印されませんので、搭乗前に担当職員等に顔認証ゲート通過時のパスポート(旅券)へのスタンプ(出入国記録)の押印方法を確認してください。

出入国在留管理庁の出入国記録(開示証明)請求手続きには一定期間を要しますので、やむを得ない理由に基づく失効による手続きが可能な期間(帰国した日から1か月以内)の経過に留意してください。

※上記のものが無い場合は試験課にお問い合わせ下さい。

外国免許をお持ちの方

海外の帰国者等で、その国で1年以上の運転経験があり、当該国の有効な運転免許証をお持ちの方は、その運転免許証(初心運転者標識免除者、大型二輪・普通二輪二人乗り禁止の解除等の確認に必要)を持参してください。

※外国免許証を忘れると対応できません。

※お持ちの外国免許証で初回の取得年月日が判明しない場合は対応できないことがあります。

※有効な外国免許を持っても、パスポート(滞在先の出入国記録(スタンプ))等で外国免許を発行した国への滞在期間が判明しないと対応できないことがあります。

△₄ 一時帰国等で本籍地記載の住民票が用意できない方

○本籍地記載の住民票の代わりとして、次の**A、Bの2点**を用意して下さい。

※ **A、B 2点**の書類が無いと手続き出来ませんのでご注意ください。

A 本籍地を確認する書類

戸籍抄本(原則)又は本籍地記載の住民票(個人番号が記載されていないもの)の除票(本籍地が遠隔で滞在期間中に戸籍抄本が入手困難な場合)

B 一時帰国先を確認する書類 次の**a、b、c**のいずれかを用意して下さい。 (滞在先は埼玉県内に限る)

a 家族等の住居に滞在の場合

世帯主の住民票(個人番号が記載されていないもの)の裏面に、滞在者との続柄、滞在期間、作成日、署名等を記載したもの

《記載例》〇〇〇は私の長男であり、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで
〇〇国から一時帰国し、私どもと同居しています。

〇〇年〇〇月〇〇日 世帯主署名

b 会社の寮、宿舎、ホテル等に滞在の場合

施設責任者からの滞在証明(様式に定めはないが、上記の記載例を参考にしてください。)

c 空き家の自宅に滞在の場合

住民票の除票(本籍地記載)及び本人名義の納税証明書等公の機関が発行した住所を認できるもの